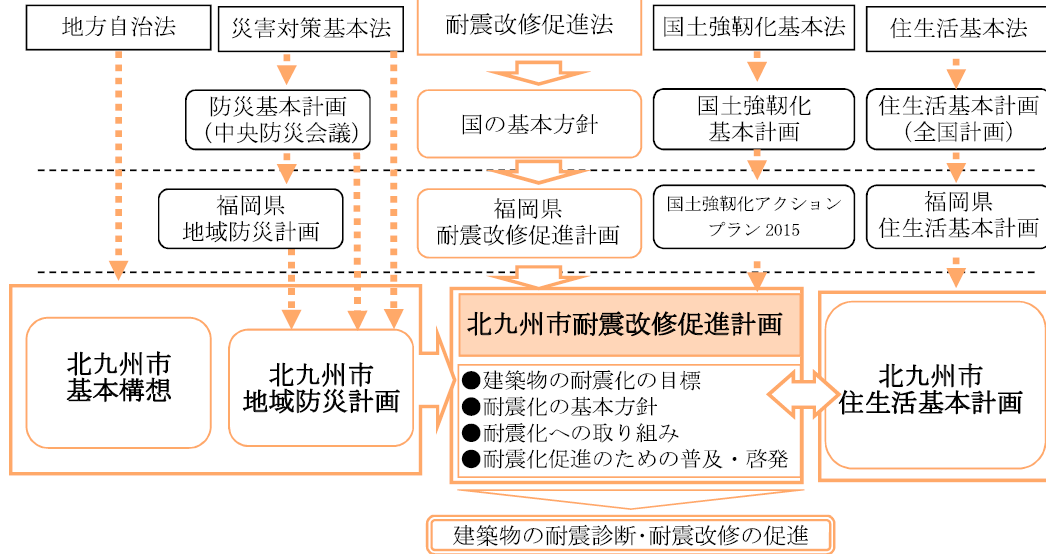


# 北九州市耐震改修促進計画の位置づけ

## 北九州市耐震改修促進計画の目的

- ・本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「福岡県耐震改修促進計画（以下「県計画」。）」に基づき策定するもので、既存建築物の地震に対する安全性の向上を総合的かつ計画的に促進ことを目的とします。
- ・北九州市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づけます。

### 北九州市耐震改修促進計画の位置づけ（現行計画より）



### 耐震改修促進法の概要

<b>国による基本方針の作成</b> ○住宅、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標の設定 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震化の促進を図るための施策の方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策	
<b>都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成</b> ○建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策 ○緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）	
<b>耐震化の促進のための規制措置</b> <b>所管行政庁による指導・助言</b> ○住宅や小規模建築物を含む、全ての既存不適格建築物 <b>所管行政庁による指示・公表</b> ○不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの ○都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物 ○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの <b>耐震診断の義務付け・結果の公表</b> ○要緊急安全確認大規模建築物 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの ○要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け） ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（平成31年1月1日施行の改正政令により、建物に附属するブロック塀等を対象に追加） ・都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	<b>耐震化の円滑な促進のための措置</b> ○耐震改修計画の認定 ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例 ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例 ○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数） ○耐震性に係る表示制度（任意） ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。 ○耐震改修支援センター ・耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施
補助等の実施 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・住宅・建築物防災力緊急促進事業 ・耐震改修促進税制 等	